



栃木県公報

令和2(2020)年
3月25日(水)
号外
第15号

目次

条 例

○栃木県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定	5
○栃木県地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例の制定	6
○無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	6
○県道の構造の技術的基準を定める条例の制定	7
○栃木県特別会計設置条例の一部改正	8
○栃木県職員定数条例の一部改正	8
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	9
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正	10
○栃木県手数料条例等の一部改正	10
○栃木県環境影響評価条例の一部改正	28
○栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	29
○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	30
○栃木県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正	31
○食品衛生法施行条例の一部改正	31
○栃木県薬物の濫用の防止に関する条例等の一部改正	32
○栃木県立産業技術専門校条例の一部改正	36
○栃木県農業大学校条例の一部改正	37
○栃木県牧場設置及び管理条例の一部改正	38
○栃木県県営住宅条例の一部改正	39
○学校職員定数条例の一部改正	40
○栃木県公立学校職員給与条例の一部改正	40
○栃木県監査委員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正	41
○栃木県公営企業の設置等に関する条例の一部改正	42
○職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正	43
○栃木県議会の会期に関する条例の一部改正	43

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定(栃木県条例第3号)

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(以下「知事等」という。)の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次に掲げる知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする(第2条関係)

(1) 地方警務官以外の知事等 地方自治法施行令第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

- (1) この条例は、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県手数料条例等の一部改正(栃木県条例第11号)

手数料及び使用料の適正化を図ること等のため、関係する条例について次のとおり改正することとしました。

1 栃木県手数料条例関係(第3条及び別表第1関係)

- (1) 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に係る手数料の額を引き上げることとしました。
- (2) 圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査手数料及び容器再検査手数料を新設することとしました。
- (3) 家畜人工授精師の免許を受けようとする者に対する講習会受講手数料の額を引き上げることとしました。
- (4) 牛の結核病検査手数料、牛のブルセラ病検査手数料及び牛のヨーネ病検査手数料の額を引き上げることとしました。
- (5) 豚熱予防注射手数料及びその他の生物学的製剤を使用して行う注射手数料の額を引き上げることとしました。
- (6) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料及び変更認定申請手数料の額を改定することとしました。
- (7) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料の額を改定することとしました。
- (8) 所要の規定の整備をすることとしました。

2 栃木県都市公園条例関係(別表第1関係)

- (1) 栃木県日光田母沢御用邸記念公園の研修室を午後0時から午後1時までの間に利用する場合における利用料金の基準額を定めることとしました。
- (2) やむを得ない理由により栃木県日光田母沢御用邸記念公園の研修室又は研修ホールを午前9時前又は午後4時後に利用する場合における利用料金の基準額を定めることとしました。
- (3) 栃木県日光だいや川公園のオートキャンプ場のキャビンA及びキャビンBの利用料金の基準額を定めることとしました。

3 栃木県警察関係手数料条例関係(第3条関係)

所要の規定の整備をすることとしました。

4 施行期日等

- (1) この条例は、一部を除き、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県環境影響評価条例の一部改正(栃木県条例第12号)

- 1 環境影響評価及び事後調査の対象事業に太陽電池発電所の設置又は変更の工事の事業を加えることとしました。(別表関係)

2 施行期日等

- (1) この条例は、令和2(2020)年12月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正(栃木県条例第13号)

浄化槽法の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例関係

浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修の機会を与えなければならないこととしました。(第9条の2関係)

2 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例関係

- (1) 浄化槽の使用の休止についての届出の受理に係る事務等を新たに市町が処理することとしました。
- (2) 所要の規定の整備をすることとしました。(以上別表第1関係)

3 施行期日

この条例は、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

◇幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(栃木県条例第14号)

- 1 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置に係る特例について、適用期間を5年間延長することとしました。(附則第3条関係)

しました。(第4条関係)

2 この条例は、一部を除き、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

◇職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正(栃木県条例第26号)

1 会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者が別段の定めをすることができることとしました。(第2条関係)

2 この条例は、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県議会の会期に関する条例の一部改正(栃木県条例第27号)

1 令和2(2020)年4月1日から令和3(2021)年3月31日までの会期における栃木県議会の定例日を定めることとしました。(別表関係)

2 この条例は、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 栃木県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 二 栃木県地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例
- 三 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 四 県道の構造の技術的基準を定める条例
- 五 栃木県特別会計設置条例の一部を改正する条例
- 六 栃木県職員定数条例の一部を改正する条例
- 七 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 八 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 九 栃木県手数料条例等の一部を改正する条例
- 十 栃木県環境影響評価条例の一部を改正する条例
- 十一 栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 十二 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 十三 栃木県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 十四 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 十五 栃木県薬物の濫用の防止に関する条例等の一部を改正する条例
- 十六 栃木県立産業技術専門校条例の一部を改正する条例
- 十七 栃木県農業大学校条例の一部を改正する条例
- 十八 栃木県牧場設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 十九 栃木県県営住宅条例の一部を改正する条例
- 二十 学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 二十一 栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例
- 二十二 栃木県監査委員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 二十三 栃木県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 二十四 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 二十五 栃木県議会の会期に関する条例の一部を改正する条例

令和二年三月二十五日

栃木県知事 福田 龍一

栃木県条例第三号

栃木県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第二項の規定に基づき、知事若しくは委員会委員若しくは委員又は職員(同法第二百四十三条の二の二第二項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。)の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(知事等の損害賠償責任の一部免責)

第二条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

改正後		改正前	
<p>(古物営業法に関する手数料)</p> <p>第三条 県は、古物営業法(以下この条において「法」という。)の規定に基づく次の表の上欄に掲げる事務について、一件につきそれぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収する。</p>		<p>(古物営業法に関する手数料)</p> <p>第三条 県は、古物営業法(以下この条において「法」という。)の規定に基づく次の表の上欄に掲げる事務について、一件につきそれぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収する。</p>	
事務	手数料の額	事務	手数料の額
一・二 略		一・二 略	
三 法第七条第五項の規定に基づく許可証の書換え	略	三 法第七条第四項の規定に基づく許可証の書換え	略
四 略		四 略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条中栃木県手数料条例別表第一の四百六十四の五の項、四百六十四の六の項、四百六十四の十三の項及び四百六十四の十五の項の改正規定並びに附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の日前に申請、依頼等がなされている事務(第一条の規定による改正前の栃木県手数料条例別表第一の四百六十四の十五の項の上欄に掲げる事務を除く。)に係る栃木県手数料条例に規定する手数料については、なお従前の例による。
- 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前に申請がなされている事務(第一条の規定による改正前の栃木県手数料条例別表第一の四百六十四の十五の項の上欄に掲げる事務に限る。)に係る栃木県手数料条例に規定する手数料については、なお従前の例による。

(文書学事課)

栃木県条例第十二号

栃木県環境影響評価条例の一部を改正する条例

栃木県環境影響評価条例(平成十一年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表(第二条関係)</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 太陽電池発電所の設置又は変更の工事の事業</p> <p>五〜十八 略</p>	<p>別表(第二条関係)</p> <p>一〜三 略</p> <p>四〜十七 略</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和二年十二月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 栃木県環境影響評価条例第二条第二項に規定する対象事業(改正後の同条例別表第四号に掲げる事業に該当するものに限る。)であつて、この条例の施行の日(以下「施行日」とい

う。)前に電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十八条第一項の規定による届出がなされたもの(施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。以下「届出済対象事業」という。)については、栃木県環境影響評価条例第二章から第七章までの規定は、適用しない。

第三条 届出済対象事業を実施しようとする者は、前条の規定にかかわらず、当該届出済対象事業について、栃木県環境影響評価条例第五条から第三十二条まで又は第九条から第三十二条までの規定の例による環境影響評価、事後調査その他の手続を行うことができる。

2 栃木県環境影響評価条例第二十條から第二十二條まで並びに第二十四條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続(同条例第五条から第十八條まで又は第九条から第十八條までの規定の例によるものに限る。)を行う届出済対象事業について準用する。この場合において、同条例第二十條から第二十二條まで及び第二十四條第二項中「事業者」とあるのは、「栃木県環境影響評価条例の一部を改正する条例(令和二年栃木県条例第十二号)附則第三条第一項に規定する届出済対象事業を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

(環境森林政策課)

栃木県条例第十三号

栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第一条 栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年栃木県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第九条 略</p> <p>(研修)</p> <p>第九条の二 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修の機会を与えなければならない。</p>	<p>第九条 略</p>

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年栃木県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第一(第二条、第三条関係)</p> <p>一〜十一 略</p> <p>十二 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(特定行政庁の事務を除く。)</p> <p>(一)〜(八) 略</p>	<p>別表第一(第二条、第三条関係)</p> <p>一〜十一 略</p> <p>十二 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(特定行政庁の事務を除く。)</p> <p>(一)〜(八) 略</p>